

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
1	入札説明書	12	第3	4	(5)			関連資料の配布データについて	質問	関連資料の工事図面については、配置・配線図作成のため、CADデータを提供いただくようお願いいたします。	関連資料として、既設設備に関連する完成図書及び保有するCADデータを配付しました。
2	入札説明書	14	第3	5	(2)			技術対話の実施について	質問	入札参加者から要求水準及び総合評価に関する技術提案について説明を受け、・・・と記載がありますが、技術提案についての説明とは技術提案書以外にプレゼンテーション資料を作成し説明するという理解でよろしいでしょうか。	技術提案書以外の資料は特に指定していません。
3	入札説明書	16	第3	5	(7)			予定価格の算定	質問	予定価格が貴市において算定されたのち、入札書の提出までに予定価格は公表されるのでしょうか。	入札書提出までに予定価格は公表しません。
4	入札説明書	22	第3	7	(8)	オ		提案内容の矛盾	質問	「技術提案書における文言等による記載内容と、指示図面又はイメージ図その他記載内容等の間において矛盾がある場合は、市の解釈によるものとする。」とありますが、矛盾点については貴市と受注者との間で確認や協議があるとの理解でよろしいでしょうか。	第3．5（2）に示す技術対話にて確認することがあります。契約後に判明した場合は、受注者との間で確認や協議を行います。
5	入札説明書	23	第3	7	(12)			低入札価格根拠資料の提出	質問	低入札価格根拠資料での提出物のうち、様式1および様式ー3から様式ー13については、SPC構成企業すべて、共同企業体を構成する企業すべてについて記載するものと理解してよろしいでしょうか。	各様式の※部に記載している場合及び各根拠項目の説明に必要な場合は記載してください。

※質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業落札者決定基準、提案書作成要領：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業提案書作成要領

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
1	落札者決定基準	7	第6	2	(1)			統合審査の考え方	質問	予定価格の算定に関する記述がございますが、最も技術評価点の高い技術提案書を示した入札参加者から示される単価に対して機器査定をして予定価格を算定するとの理解でよろしいでしょうか。	提案書作成要領第2．4をご確認ください
2	落札者決定基準	7	第6	2	(1)			統合審査の考え方	質問	総合評価項目に関する最も技術評価点の高い技術提案書を提示している入札参加者の入札価格そのまま予定価格になるとの理解でよろしいでしょうか。	予定価格算定は、本市が確保している予算の範囲内で、総合評価項目に関する最も技術評価点の高い技術提案書の参考見積書等を活用します。

※質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、モニタリング基本計画：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業モニタリング基本計画

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
1	モニタリング基本計画	3	第1	2	(2)	ア	(イ)	記載内容	質問	「セルフモニタリング結果の公表に関する方針、内容、頻度、方法等」とありますが、公表とは市ホームページへの記載する内容という理解でよろしいでしょうか。	事業者ホームページ又は市ホームページへの公表等詳細は協議によって決定します。
2	モニタリング基本計画	8	第3	1	(2)	ア	(イ)	財務等に関するモニタリング	質問	事業者が作成する収支計画、収支報告書に関してご質問いたします。SPCの場合はSPCから再委託企業に対して業務、工事の委託が可能なので支出額等を記載することが可能ですが、単独企業の場合はその企業が業務、工事を行うのでSPCのケースのような支出項目の記載ができません。単独企業における財務モニタリングの内容は、出来高に対応する入金の管理、計画に対する差異分析を踏まえた事業見通し及び評価、改善策の検討等が考えられますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
3	モニタリング基本計画	8	第3	1	(2)	ア	(イ)	財務等に関するモニタリング	質問	SPCの場合はSPCの財務諸表等から経営の健全性を確認すると考えますが、単体企業や共同企業体で参加する場合は、収支情報の報告書として、どのような情報の開示が必要となるのかご教示願います。	No.2の質問及び回答をご参照ください。なお、共同企業体も同様とします。
4	モニタリング基本計画	11	第3	1	(2)	イ		表2について	質問	様式指定のものは共通仕様書の理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

※質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

(※) 入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、基本協定書（案）：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業基本協定書（案）

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	条・別紙	項	号	細節					
1											
2											
3											
4											
5						「基本協定書（案）」に関する質問はありませんでした。					
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、事業契約書（案）：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業事業契約書（案）、モニタリング基本計画：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業モニタリング基本計画

No	資料	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
		頁	編・別紙	章	節	条	項	号				
1	事業契約書（案）	2	第1編			第7条	1		責任の負担	質問	「受注者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。」とありますが、受注者の帰責事由によるものが対象との理解でよろしいでしょうか。	本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うとの認識となりますが、市及び事業者双方に関連するものあるいは双方に関連のないもの（不可抗力等）については、協議の上責任分担等を行うと認識しています。
2	事業契約書（案）	2	第1編			第7条	1		責任の負担	質問	「また、受注者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する費用をすべて負担する。」とありますが、受注者の帰責事由によらずに生じた増加費用は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	No. 1の回答をご参照ください。
3	事業契約書（案）	3	第1編			第12条			契約上の地位の譲渡の禁止等	質問	本条項は単独企業や共同企業体に適用されるものではなくSPCに適用されるものと理解しますがよろしいでしょうか。	第12条第1項については、すべての企業体に適用されますので原案のとおりとします。
4	事業契約書（案）	3	第1編			第12条			契約上の地位の譲渡の禁止等	意見	本条項はについてはSPC（特別目的会社）に適用される旨記載いただくよう要望いたします。	No. 3の回答をご参照ください。
5	事業契約書（案）	3	第1編			第12条	2		契約上の地位の譲渡の禁止等	質問	「本事業期間中、発注者の事前の承認を得ることなく、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、組織変更その他会社の基礎に重大な影響を生じる変更を行ってはならない。」とありますが、SPCを組成する場合が対象という理解で構いませんかでしょうか。	ご意見を踏まえ、第2項について、「本事業の受注者がSPCの場合は発注者の事前の承認を得ることなく」と修正し、「SPC以外の企業体の場合は、発注者へ事前に通知を行い、本事業における必要な措置について発注者の指示に従うこととする。」と事業契約書（案）を修正します。
6	事業契約書（案）	3	第1編			第12条	2		契約上の地位の譲渡の禁止等	質問	2項については、本事業とは別に、一般的な企業活動として行われ得る内容であり、削除いただけないでしょうか。削除が不可となる場合は、本件を所管する事業に関わる組織再編行為に限定する修正は可能でしょうか。組織再編行為すべてが対象となると弊社の事業遂行に重大な影響が生じます。	No. 5の回答をご参照ください。
7	事業契約書（案）	3	第1編			第12条	2		契約上の地位の譲渡の禁止等	質問	2項については、本事業とは別に、一般的な企業活動として行われ得る内容であり、削除いただけないでしょうか。削除が不可となる場合は、「発注者の事前の承認を得ることなく」を削除し「発注者へ事前に通知すること」に変更することは可能でしょうか。ご規定の表記は弊社の事業遂行に重大な影響が生じます。	No. 5の回答をご参照ください。
8	事業契約書（案）	3	第1編			第13条	1	(3)	業務の円滑な引継ぎ	質問	「本事業終了日において、工事完成検査を実施した事業年度の翌事業年度から起算して5年間を経過していない書類を、市に送付しなければならない。」とありますが、本事業終了日とは維持管理委業務完了日との理解で構いませんかでしょうか。その場合、維持管理報告書以外に提出の必要のある書類があればご教示願います。	本事業終了日についてはご理解のとおりです。必要書類については、維持管理報告書以外として、モニタリング基本計画第3. 2（1）に定める書類及び、必要に応じて技術提案書様式Ⅲ-14-3「維持管理に関する創意工夫（維持管理期間終了後、5年間の継続運用に要する維持管理内容）」の計画書についての確認を行います。内容がより明確となるよう事業契約書（案）を修正します。
9	事業契約書（案）	10	第2編	第1章		第35条	1		著作権の譲渡等	質問	「受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする」とありますが、「受注者が承諾したときに限り」としていただけないでしょうか。また、変更不可の場合、契約締結前に詳細を協議することが可能という理解で構いませんか。	原則、業務委託共通仕様書及び水道施設工事共通仕様書に依拠するため、原案のとおりとします。なお、内容に応じて協議対応可能と認識しています。

入札説明書等（入札参加者の構成及び参加資格要件以外）に関する質問・意見に対する回答

（大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業）

令和6年10月15日

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、事業契約書（案）：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業事業契約書（案）、モニタリング基本計画：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業モニタリング基本計画

No	資料	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
		頁	編・別紙	章	節	条	項	号				
10	事業契約書（案）	10	第2編	第1章		第35条	2		著作権の譲渡等	質問	「当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り」とありますが、著作物に該当しない場合でも、社外秘としているノウハウ等、発注者と受注者以外への公表を控えてほしい情報もあるため、承諾を必要としていただけないでしょうか。また、変更不可の場合、契約締結前に詳細を協議することが可能という理解で構いませんか。	No.9の回答をご参照ください。なお、大阪市情報公開条例により情報公開請求の対象となりうる場合（例：設計図等の委託契約等による成果物等）であっても、同条例第4条、第7条、第13条等により、公益との比較考量等とはなるものの、受注者の権利、競争上の地位その他正当な利益の保護が図られているところです。
11	事業契約書（案）	10	第2編	第1章		第35条	3		著作権の譲渡等	質問	改変内容については、維持管理業務における品質維持が不可となる可能性があるため、事前協議の上実施することを原則することは可能でしょうか。	No.9の回答をご参照ください。なお、維持管理業務における品質維持に関わる改変内容については、事前協議をすることを基本とします。
12	事業契約書（案）	10	第2編	第1章		第35条			著作権の譲渡等	質問	第35条は、「成果物が著作物に該当する場合には」等場合分けされておりますが、成果物が著作物に該当するか否かは客観的に判断されるものであり、契約当事者間において著作物該当性を判断することは困難かと存じますので、成果物については、原則として著作物であることを前提に契約上において取扱いのルールを定める必要があると存じますが、そのように修正いただくことは可能でしょうか。	成果物が著作物に該当するか否かは客観的に判断されるのはそのとおりですが、著作物に該当するためには「創作性」等の要件が必要となるため（著作権法第2条第1項第1号参照）、成果物の全てについて原則として著作物であることを前提とすることは困難です。
13	事業契約書（案）	11	第2編	第1章		第36条の3	1		要求水準未達違約金等	質問	要求水準未達違約金については、すべての事象に対して是正期間を設けた上で、是正期間を過ぎても要求水準未達が解消されない場合にのみ、適用されるとしていただけないでしょうか。	本事業の性質上、受注者帰責事由等による要求水準未達の発生によっては、市民生活に多大な影響を与えることから、想定される事象及び影響について総合的に判断し、事業契約書（案）別紙6のとおり要求水準未達違約金を設定しています。これにより、事業中の重大事象発生の抑止に繋がることを目的としているため、契約条件としてご理解ください。
14	事業契約書（案）	20	第2編	第1章		第54条の3			契約解除に伴う損害賠償金	質問	第54条の3は「違約金」の適用があり、「違約罰」（第54条の4第4項及び第5項、第91条第1項第2号、第144条第4項及び第5項）には超過額の支払いを定めた規定の適用はないとの理解でよいでしょうか。	第54条の2第6項、第54条の3、第91条第1項第1号及び第2号、第143条第2項、第144条の4第6項、第144条の5に超過額の支払いを定めた規定を記載していますので、ご確認ください。
15	事業契約書（案）	20	第2編	第1章		第54条の3	1		契約解除に伴う損害賠償金	質問	実際の損害額が違約金の額を超過する場合には、受注者は超過額を支払う旨規定されておりますが（第54条の3、第91条第1項第1号及び第2号及び第143条第2項ただし書）、「違約金」の規定は、損害賠償の予定と解されますので、超過額を支払う旨の各規定は削除できないでしょうか。	本市工事標準約款でも同様の扱いとしており、実際の損害額が違約金を超過した場合には超過額を請求する考えのため、原案のとおりとします。契約条件としてご理解ください。（なお、民法第420条第3項は「違約金は、賠償額の予定と推定する」と定めますが、別段の合意のない場合の「推定」規定です。）
16	事業契約書（案）	20	第2編	第1章		第54条の4	1		発注者の損害賠償請求	質問	原案は、損害賠償金額の上限金額や範囲の制限が設定されておりませんが、契約金額と比して高額な賠償金を支払うリスクを踏まえると、契約金額に当該リスク要素を反映した金額とせざるを得ません。現実的なリスクを踏まえた適正な契約金額を提示させていただく観点からも、損害賠償額の上限金額又は範囲の制限を規定いただくことは可能でしょうか。	No.15の回答をご参照ください。
17	事業契約書（案）	23	第2編	第1章		第58条	14		解除に伴う措置	質問	「～受注者は、速やかに設計又は施工業務を、発注者又は発注者の指定する者に引き継ぐものとし、設計又は施工業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行う。」とありますが、受注者の帰責事由によらない解除の場合において、引き継ぎで増加費用が生じた場合は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	市の帰責事由による場合は、市が負担します。不可抗力等の市及び事業者帰責事由でない場合は、本契約の定めや民法の規定に基づき、協議により決定します。

入札説明書等（入札参加者の構成及び参加資格要件以外）に関する質問・意見に対する回答

（大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業）

令和6年10月15日

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、事業契約書（案）：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業事業契約書（案）、モニタリング基本計画：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業モニタリング基本計画

No	資料	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
		頁	編・別紙	章	節	条	項	号				
18	事業契約書（案）	23	第2編	第1章		第58条	14		解除に伴う措置	質問	「～なお、受注者は、発注者が求めた場合には、発注者が求めた日から30日以内に、発注者が要求する水準を満たす、本施設の設計又は施工業務を遂行する能力を有する引継事業者を確保した上で、発注者に紹介するものとする。」とありますが、解除となった理由によるところもあり、努力義務と理解してよろしいでしょうか。	本事業は、市民生活の安心・安全を守る重要な事業となるため、原案のとおりとします。
19	事業契約書（案）	38	第2編	第3章		第91条	1	(2)	履行遅滞の場合における違約金の支払い（施工業務完成期限遅延違約金）	質問	「前号に加え、発注者は、受注者に対して、違約罰として、令和18年3月31日における業務対価（未完了部分）の100分の10に相当する金額を請求することができる。」とありますが、前号においても、違約金の支払いおよび損害が違約金を超過した場合の超過額支払いを定めていることから、多重のペナルティと考えます。本号を削除いただけないでしょうか。	本事業は長期間に渡る事業となり、引渡しから15年間の維持管理業務を求めていることから、施工業務の完成期限までに計画的に業務を進めていただくことを求めています。（特に施工期限は厳守いただくことを求めています。）そのため、受注者帰責事由により施工業務完成期限を遅延した場合においては、第91条第1項第1号及び2号を設定しておりますので、原案のとおりとします。契約条件としてご理解ください。
20	事業契約書（案）	39	第2編	第4章		第92条	2		保険	質問	「受注者は、前項の規定により保険契約をかける時期、期間、金額等については、発注者の定めるところに従うものとし、～」とありますが、時期、期間、金額等についての条件等がありましたらご教示願います。	原則、業務委託共通仕様書及び水道施設工事共通仕様書に基づきます。
21	事業契約書（案）	58	第3編	第2章		第144条の4	3		契約が解除された場合等の違約金	質問	「第1項の規定にかかわらず、第144条第2項第15号に基づいて本契約が解除された場合、第1項に定める契約解除等違約金の額は、(i)契約解除等違約金額に、(ii)第143条の2第1項に定める損害賠償金（業務委託料の100分の20に相当する金額）を加えた金額（以下「契約解除等違約金額（独禁法違反）」という。）を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。」とありますが、多重のペナルティであり、違約罰は除外いただけないでしょうか。	本市水道事業は、市民生活の安心・安全を守る重要な事業となることから、No.13に回答に記載の考えのとおり、通常の工事契約における損害賠償金の予定とは別に、違約罰として違約金の設定を行っていますので、原案のとおりとします。契約条件としてご理解ください。
22	事業契約書（案）	59	第3編	第2章		第144条の4	4		契約が解除された場合等の違約金	質問	「第139条第2項第12号に定める解除事由が～」とありますが、第139条には該当する記載がありませんので、ご確認願います。	「第144条第2項第14号」と記載することが適切なため、事業契約書（案）を修正します。
23	事業契約書（案）	59	第3編	第2章		第144条の4	4		契約が解除された場合等の違約金	質問	「～受注者は、第1項に定める契約解除等違約金額に加え、違約罰として、業務委託料の100分の10に相当する金額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。」とありますが、多重のペナルティであり、違約罰は除外いただけないでしょうか。	No.21の回答をご参照ください。
24	事業契約書（案）	59	第3編	第2章		第144条の4	5		契約が解除された場合等の違約金	質問	「前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、第1項に定める契約解除等違約金額に加え、違約罰として、業務委託料の100分の20に相当する金額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。」とありますが、多重のペナルティであり、違約罰は除外いただけないでしょうか。	No.21の回答をご参照ください。
25	事業契約書（案）	60	第3編	第2章		第148条	6		解除に伴う措置	質問	「～発注者が求めた場合は、受注者は、速やかに維持管理業務を、発注者又は発注者の指定する者に引き継ぐものとし、発注者又は維持管理業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行う。」とありますが、受注者の帰責事由によらない解除の場合において、引き継ぎで増加費用が生じた場合は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	No.17の回答をご参照ください。

入札説明書等（入札参加者の構成及び参加資格要件以外）に関する質問・意見に対する回答

（大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業）
令和6年10月15日

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、事業契約書（案）：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業事業契約書（案）、モニタリング基本計画：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業モニタリング基本計画

No	資料	見出し符号							項目名	質問・意見		回答
		頁	編・別紙	章	節	条	項	号				
26	事業契約書（案）	60	第3編	第2章		第148条	6		解除に伴う措置	質問	「～なお、受注者は、発注者が求めた場合には、発注者が求めた日から30日以内に、発注者が要求する水準を満たす、本施設の維持管理業務を遂行する能力を有する引継事業者を確保した上で、発注者に紹介するものとする。」とありますが、解除となった理由によるところもあり、努力義務と理解してよろしいでしょうか。	No.18の回答をご参照ください。
27	事業契約書（案）	67	別紙2				6	(1)	施工業務の履行期限について	質問	「既設設備の更新時期までに更新設備の実運用が可能な状態とするよう施工業務の履行期限を厳守すること。」とありますが、配水管理設備については、要求水準書にて「現在、配水施設を管理している配水管理設備Ⅰ及びⅡは更新に合わせてシステムの統合を図る」とあるため、配水管理設備Ⅰ及びⅡの範囲は、受注者の技術提案によるところがあると存じます。そのため、履行期限での引き渡し範囲、および既設設備のシステム停止時期は、受注者の技術提案より、詳細（システム共通部は先行年度で引き渡し等）は協議することが可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	事業契約書（案）	67	別紙2				6	(1)	施工業務の履行期限について	質問	各システムにおいて、一部設備を共有する場合、維持管理期間は引き渡し初年度より起算して15年という考え方で構いませんか。	一部設備を共有する場合は、当該設備が有する全ての事業対象設備の機能の試験が完了した時点を引渡し時期とし、翌事業年度より起算して15年間という考えです。
29	事業契約書（案）	67	別紙2				6	(1)	施工業務の履行期限について	質問	バックアップセンターの履行期限については、事業者の技術提案より、詳細は協議とする理解で宜しいでしょうか。もし現状想定しているものがあればご提示願います。	原則としてご理解のとおりですが、要求水準書第3.2（3）に示すとおり災害対策機能強化として構築することを目的としていますので、各事業対象設備の更新毎に段階的にバックアップセンター機能が構築されることを想定しています。
30	事業契約書（案）	69	別紙4				2		施工業務の物価変動に基づく改定について	質問	「賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（令和6年3月 大阪市建設局）に準じるものとあるが、令和7年度以降は公表される通知に準じることで問題ないか。	ご認識のとおりです。
31	事業契約書（案）	69	別紙4				2		施工業務の物価変動に基づく改定について	質問	機器費に対しても同様の考えで構いませんか。その場合、変動率の基準は何を参考にするのかご教示願います。	ご理解のとおりです。記載内容についてより明確となるよう事業契約書（案）を修正します。また、変動率については、企業物価指数（日本銀行調査統計局）の内、対象機器に該当する品目を参考とします。

※質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

(※) 入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、要求水準書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業要求水準書

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3				
1	要求水準書	4	第 1	3	(2)			設計業務の完成検査	質問	設計業務については、システム思想統一を鑑み、一括して実施することを検討しておりますが、完成検査も複数設備をまとめて実施することは問題ないでしょうか。	問題ありません。
2	要求水準書	10	第 3	2	(1)	ア	(イ)	設計に関する要求水準	意見	システム更新にあたっては、既設機能を十分に理解…とありますが、受注後には既設の機能仕様を開示していただきたい。	関連資料として既設設備に関連する完成図書を配付しましたので、事業者として選定された場合は既設機能を十分に理解、把握の上システム設計を行ってください。
3	要求水準書	10	第 3	2	(1)	ア	(ク)	設計に関する要求水準	質問	遠隔制御元とは具体的にどこの施設でしょうか。	総合水運用センター及びバックアップセンターです。
4	要求水準書	10	第 3	2	(1)	ア	(ク)	浄配水施設の設備更新等に伴うソフトウェア等の改造時	意見	「浄配水施設の設備更新等に伴うソフトウェア等の改造時においても、遠隔制御元からの遠隔監視制御を可能とすること」とありますが、重要部の変更を伴うソフトウェア改造や、改造に伴う確認試験にて、運転停止やモード切替での確認のため、現場設備養生等が必要となる状況があるかと存じます。詳細については技術提案書にて事業者としての考え方を明確にいたします。	ご意見のとおり提案書に記載をお願いします。
5	要求水準書	10	第 3	2	(1)	ア	(ケ)	設計に関する要求水準	意見	柴島浄水場、庭窪浄水場の排水処理施設の P L C を含む現場制御盤…とありますが、現場制御盤とは具体的にどのような盤なのか仕様を開示していただきたい。	関連資料として既設設備に関連する完成図書を配付しましたので、ご確認ください。
6	要求水準書	10	第 3	2	(1)	ア	(ケ)	設計に関する要求水準	質問	ハードウェアで構築する現場制御盤機能とソフトウェアで構成する入出力機能、連動制御機能を分離した設備構成とありますが、ハードウェア、即ちリレー回路で構築する監視制御機能と PLC のソフトウェアで構成する監視制御機能の 2 つの分離した機能を現場制御盤で持つと言う理解でよろしいでしょうか。 また分離した設備構成とするために、盤を 2 面に分離する必要はありますでしょうか。	現状の現場制御盤には PLC が搭載されており、監視制御設備へ伝送による信号入出力を行っています。更新後の現場制御盤には PLC を搭載せず、リレー回路等のハードウェアで構築し、監視制御設備に入出力機能、連動制御機能を集約することを想定しています。 盤の面数について特に指定はありませんが、現地の状況及び次回更新に必要なスペース等を勘案して立案ください。
7	要求水準書	10	第 3	2	(1)	ア	(サ)	設計に関する要求水準	質問	制御装置、無停電電源装置等の設置にあたっては、設置場所における電気設備熱負荷量計算を実施し、必要に応じて空調設備を設置または更新することと記載があります。対象は、更新機器のみ部屋の熱負荷量計算でよろしいでしょうか。 また更新機器以外に既設機器が混在した部屋の熱負荷量計算も対象であれば、既設機器の熱負荷量が不明となります。更新機器が混雑する部屋の既設機器の熱負荷量をご教示ください。 例) 庭窪浄水場設置の無停電電源装置は管理棟 4 階電気室に設置（更新）しますが、既設受変電盤が設置されています。第 2 取水ポンプ場制御装置は、取水ポンプ場電気室内に設置され、上記同様に既設受変電盤が設置されています。	技術提案内容（機器配置計画等）に応じて、機器の設置を計画する部屋の熱負荷計算を行ってください。なお、既設機器の熱負荷量に関連する仕様については、入札説明書第 3. 4（7）に示す現場確認時にご確認ください。
8	要求水準書	10	第 3	2	(1)	ア	(サ)	設計に関する要求水準	意見	既設空調設備の検討書を開示していただきたい。	当該資料の開示は予定しておりません。No. 7 の回答のとおり既設設備の仕様を確認の上、熱負荷計算を実施してください。
9	要求水準書	10	第 3	2	(1)	ア	(サ)	空調調和設備について	質問	「必要に応じて空調設備を設置または更新すること。」とありますが、現状の空調設備の仕様及び計算書を開示願います。	本事業で機器の設置が想定される場所における現状の空調調和設備の仕様については、別途関連資料として今後配付を行います。 計算書については、No. 8 の回答をご参照ください。
10	要求水準書	11	第 3	2	(1)	イ	(ウ)	ハードウェア構成について	意見	バックアップ PCS や入出力機能の冗長化については、全体を最適化する視点で柴島浄水場の思想に統一するなど、事業者にて検討し、詳細については技術提案書にて事業者としての考え方を明確にいたします。	要求水準書に記載の内容を満足するよう立案ください。
11	要求水準書	11	第 3	2	(1)	イ	(エ)	設計に関する要求水準	質問	自動起動の対象は負荷設備ではなく、監視制御装置の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

(※) 入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、要求水準書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業要求水準書

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
12	要求水準書	11	第3	2	(1)	イ	(エ)	設計に関する要求水準	質問	不要な操作出力とは具体的にどのような想定をしているかご教示ください。	監視操作対象設備への動作指令等を想定しています。
13	要求水準書	12	第3	2	(1)	イ	(コ)	ITVカメラの追加設置について	質問	排水ピットの状態監視用30台程度、沈殿池開放池面の監視用15台程度の、監視対象場所を事前に提示いただけるのでしょうか。	関連資料として監視対象場所の資料を配付しました。
14	要求水準書	13	第3	2	(2)	ア		施工について	質問	「監視制御設備は機能停止できない重要な設備なため浄配水施設の運用等に影響を与えないように」とありますが、切替作業時には、作業員の安全のために活線作業は対応不可のため、電源養生が必要です。電源養生の間は、影響のある設備については停止もしくは現場運転等縮退運転にて対応していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	原則ご認識のとおりですが、浄配水施設運用等への影響が最小限となるよう施工計画を立案してください。
15	要求水準書	13	第3	2	(2)	ウ	(ウ)	建築物への影響について	質問	機器の設置及び配管工事等の施工の検討に必要な建築資料(耐荷重値等)は、開示いただける認識で宜しいでしょうか。	床耐荷重の検討に関する資料については、別途関連資料として今後配付を行います。
16	要求水準書	13	第3	2	(3)	ア	(イ)	バックアップセンターの空気調和設備	質問	既設空調設備で発熱量対応が満足する場合は、新設は不要とする認識で宜しいでしょうか。	制御機器設置予定場所には空気調和設備がないため、新設してください。
17	要求水準書	14	第3	2	(3)	ウ		代替通信手段の確保（無線通信の導入）	質問	柴島浄水場及び水道局庁舎に設置する発信局側からの無線を受信する機器は別途工事との認識でよろしいでしょうか。本事業に含まれるのであれば、受信する機器の仕様を開示ください。	ご認識のとおり別途工事です。
18	要求水準書	14	第3	2	(3)	ウ		代替通信手段の確保（無線通信の導入）	質問	発信局の具体的な施設をご教示ください。	発信局側の設備は別途工事のため、具体的な施設については契約後に開示しますが、110局程度へ導入予定です。
19	要求水準書	14	第3	2	(3)	ウ		代替通信手段の確保（無線通信の導入）	質問	監視システムとの取り合いはEthernet通信取り合いとなる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書	14	第3	2	(3)	ウ		代替通信手段の確保（無線通信の導入）	質問	無線設備設置に伴うネットワーク管理の具体的な内容をご教示ください。	要求水準書第3、2（1）（力）に示すものと同様です。
21	要求水準書	14	第3	2	(4)	ア	(ア)	要求水準確認計画書	質問	要求水準確認計画書の様式がありましたらご教示ください。あるいは任意様式でしょうか。	様式は任意となります。
22	要求水準書	15	第3	2	(4)	ア	(イ)	要求水準確認報告書	質問	要求水準確認報告書の様式がありましたらご教示ください。あるいは任意様式でしょうか。	様式は任意となります。
23	要求水準書	15	第3	2	(4)	イ		設備の完成段階における性能確認	質問	総合水運用システムの需要予測精度等については、過去のデータを取り込んで比較を実施し、既設同等であることを確認する必要があるという認識で宜しいでしょうか。	性能確認方法の指定はしていません。適切な予測が行えることを試験データ等を基に説明してください。
24	要求水準書	15	第3	3	(1)	キ		既設設備との取り扱いに関する条件	質問	配水情報システムと事務系情報システムサーバとの取り扱いとありますが、事務系情報サーバの具体的な内容をご教示ください。	関連資料として既設設備に関連する完成図書を配付しましたので、ご確認ください。
25	要求水準書	16	第3	3	(1)	ケ		既設設備との取り扱いに関する条件	質問	柴島浄水場浄水管理設備と国土交通省との取り扱い（取水量送信）における具体的な接続機器及び通信プロトコルをご教示ください。	関連資料として既設設備に関連する完成図書を配付しましたので、ご確認ください。
26	要求水準書	16	第3	3	(2)	ア		設備の切り替えに併せて必要となる既設設備の改造について	質問	「設備の切り替えに併せて必要となる既設設備設備の切り替えに併せて必要となる既設設備の改造については、別途工事とする」とありますが、切替過渡期の既設(更新対象システム)の仮設改造、および仮設後の健全性確認試験についても、別途工事である認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりですが、更新対象設備の改造が最小限となるような切替計画を立案ください。

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、要求水準書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業要求水準書

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
27	要求水準書	17	第4	3	(3)			発注者からの依頼による監視制御設備の故障修理等の作業（24時間オンコール体制）	質問	事業者の責によらない原因による機器故障修理対応は、別途発注になるという認識で宜しいでしょうか。	基本的に本事業の当初契約範囲外と考えています。
28	要求水準書	17	第4	4				維持管理の要求水準	質問	突発的に生じた機器の故障による技術者派遣費用・部品等の費用の扱いにつきましては実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問回答No.113の回答内容との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書	18	第4	5	(1)			維持管理業務計画書について	質問	維持管理業務計画書については、毎年度の保守点検状況経過より、部品の交換周期や点検計画を適宜見直しさせていただくことは問題ないでしょうか。	原則変更は認めません。ただし、技術提案書作成時点で想定できなかった状況の発生等、やむを得ない事情かつ市が認める場合は変更可能とします。 なお、受注者帰責事由である場合については、金額変更は行いません。
30	要求水準書	18	第4	5	(1)			維持管理業務計画書について	質問	維持管理業務計画書の様式がありましたらご教示ください。あるいは任意様式でしょうか。	様式は任意となります。
31	要求水準書	18	第4	5	(2)			年間維持管理業務計画書について	質問	年間維持管理業務計画書の様式がありましたらご教示ください。あるいは任意様式でしょうか。	様式は任意となります。
32	要求水準書							全般	質問	2024年1月31日に貴市ホームページに公表された、大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答について、今回の発注においても該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

※質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

入札説明書等（入札参加者の構成及び参加資格要件以外）に関する質問・意見に対する回答

（大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業）

令和6年10月15日

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、作成要領：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業提案書作成要領、様式集：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業提案書作成要領〔様式集〕

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3				
1	作成要領	2	第 1	1				本資料の位置付け及び留意点	質問	提案書については本資料に従い、様式集を用いて「提案書」「添付資料」及び「提案概要書」を作成し、提出することと記載がありますが、提出資料提出時の体裁は技術提案書と添付資料を別冊で取り纏めても構いませんか。	問題ありません。
2	作成要領	3	第 2	1				提出書類	質問	「～電子媒体 CD R または DVD R ）を 2 部提出すること。」とありますが、正本の電子媒体1部および副本の電子媒体1部でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	作成要領	4	第 2	3	（ 4 ）			技術提案書の作成要領	質問	提案が複数枚となる場合、片面印刷か両面印刷かの指定があればご教示願います。	資料の確認に支障のない範囲で両面印刷を想定しています。
4	作成要領	4	第 2	3	（ 4 ）			技術提案書の作成要領	質問	使用するフォントの指定は無く、提案者の任意と理解してよろしいでしょうか。	提案書作成要領第 2. 3 （ 4 ）に記載以上の指定はありません。
5	作成要領	5	第 2	4				提案内容に基づく参考見積書の作成	質問	入札時の積算にあたって参考見積書と著しい価格差がある場合で、その差について説明できない場合は無効とすると思いますが、無効となる価格差とは具体的にどの程度の範囲なのか割合等でご教示ください。	価格差と説明内容により総合的に判断することを想定しているため、具体的な提示は行いません。
6	作成要領	5	第 2	4				提案内容に基づく参考見積書の作成	質問	参考見積書は、予定価格を算出するための参考として提出を求めるものであり、技術提案時の見積額内訳の機器費、直接工事費を官積算単価に査定したものと記載があります。材料費単価の考え方は水道実務必携第 2 節工事費の積算内容から算出するという理解でよろしいでしょうか。	材料費単価の考え方は、「下水道用設計積算要領ーポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編 2022年版」となります。なお、各項目において適用する積算基準については、「機械・電気設備等積算基準（2024年 4 月）大阪市水道局」によります。○掲載ホームページアドレス https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000133075.html
7	作成要領	5	第 2	4	（ 2 ）	ア		参考見積書等の作成要領	質問	「～電子媒体（ CD R またはDVD R を 2 部～」とありますが、正本の電子媒体1部および副本の電子媒体1部でよろしいでしょうか。	No. 2 の回答をご参照ください。
8	作成要領	8	第 2	5	（ 1 ）	イ		施工業務費について	質問	施工業務費に関する詳細は、水道実務必携及び下水道用設計積算要領ーポンプ場、処理場編に基づく工事費とし、次図の構成によることと記載がありますが、水道必携と下水道用設計積算要領の工事の構成及び各費目の経費率は異なります。各費目の経費率含め、下水道用設計積算要領ーポンプ場、処理場編の工事費の構成とし、水道実務必携は第 2 節工事費の積算部分のみ採用という理解でよろしいでしょうか。	No. 6 の回答をご参照ください。
9	作成要領	9	第 3		（ 2 ）	ア		提案概要書の作成要領	質問	「～電子媒体（ CD R またはDVD R を 2 部～」とありますが、正本の電子媒体1部および副本の電子媒体1部でよろしいでしょうか。	No. 2 の回答をご参照ください。
10	様式集	Ⅲ-15						機能追加に要するコスト	質問	機能追加によりハードウェアの改造が必要な場合もあると考えますが、ハードウェアの追加については別途契約という理解でよろしいでしょうか。	機能追加に関しては別途契約となりますが、ハードウェアの追加も踏まえた改造費用を提案ください。
11	様式集	Ⅲ-15						機能追加に要するコスト	質問	維持管理期間中に生じる…改造で必要となる信号点数、変更回数に乗じて改造費用とします。とありますが、変更回数 の定義をご教示ください。	落札者決定基準別表 3 （ 2 ） アに記載の想定内容となります。
12	様式集	Ⅲ-15						機能追加に要するコスト	意見	大規模なシステム改造（入出力信号の変更が400点以上）とありますが全体システム構築に影響があるため、最大想定点数(上限)を決定していただきたい。	近年の改造実績においては最大約600点の改造を行っていますが、今後の本市事業によってはそれを上回る改造が発生する可能性があるため、決定することは困難です。
13	様式集	Ⅲ-15						機能追加に要するコスト	質問	プロセス診断機能の改造（水運用システム）とありますが、具体的な機能をご教示ください。	異なる計測データを組合せ及び比較して診断する機能となります。（例：残留塩素濃度警報値を水温毎に変化させる機能）

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書、作成要領：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業提案書作成要領、様式集：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業提案書作成要領〔様式集〕

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
14	様式集	Ⅲ-15						機能追加に要するコスト	質問	想定回数割合(%)（見込み）の定義をご教示ください。	落札者決定基準別表3（2）アに記載の想定内容に対する各項目毎の割合となります。
15	様式集	Ⅲ-15						機能追加に要するコスト	質問	本提案価格について、契約後、物価変動等による見直しは可能でしょうか。	別途契約を行う際に、客観的な説明により市が認める場合は可能と考えています。そのため、本項目の技術提案にあたっては、改造単価の算出根拠となる資料についても添付してください。

※質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。